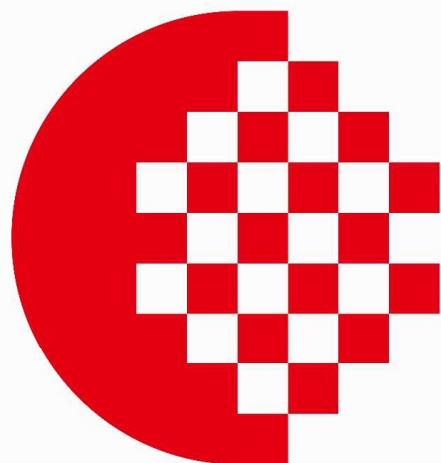


2019年度文化資源活用事業費補助金
日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業
イノベーション型プロジェクト

募集案内
(一次募集)



文化庁

応募書類の提出期間

2019年4月5日(金)～2019年4月23日(火) (18時必着)

文化庁参事官(芸術文化担当)付 新文化芸術創造活動推進室

目 次

I. 事業概要	1
1. 事業の目的	1
2. 補助金交付の対象となる事業期間	1
3. 補助事業者	1
4. 補助対象事業	1
5. 「イノベーション型プロジェクト 実施計画」の策定	2
6. 補助金の額	4
II. 応募概要	8
1. 応募書類の提出期間	8
2. 提出書類等	8
3. 実施計画書の作成等に関する留意点	9
4. 事業に関する問合せ及び相談先	9
5. 文化プログラムへの参画について	10
III. 審査及び審査後の手続について	13
1. 審査について	13
2. 審査委員の遵守事項	13
3. 審査後の手続について	13
IV. その他の留意事項等	14
1. 事業実施に当たっての留意点	14
2. 本事業の名称等の明記	15
3. 文化庁からの補助金の適正な使用について	15
V. 補助金交付までの流れ	16
VI. 各種様式	18
VII. Q & A	32

本事業は、今後の状況等によって、内容の変更や、規模の縮小、スケジュールの遅れ等が生じる場合がありますので、あらかじめご了承の上、応募してください。

また、内容の変更等が生じた場合には、応募書類の再提出や、関係書類・資料の追加提出を求めることもありますので、ご了承願います。

I. 事業概要

1. 事業の目的

各地域が誇る様々な文化観光資源を年間通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的広報を推進するプロジェクトに対して支援し、文化による「国家ブランディング」の強化、「観光インバウンド」の飛躍的・持続的拡充を図ります。

2. 補助金交付の対象となる事業期間

交付決定日から2020年3月31日までの間（予定）

※交付決定は5月中を予定していますが、応募件数の状況等によって6月以降となる可能性があります。

3. 補助事業者（補助の対象となる者）

地方公共団体等の公的機関に加え、非営利団体、文化施設、民間事業者等、営利・非営利を問わず、多様な団体が対象となりますが、任意団体等が事業者となる場合には、補助対象事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する、次の4つの要件を満たすことを条件とします。

- ・ 定款に類する規約を有すること。
- ・ 団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること。
- ・ 自ら経理し、監査する会計組織を有すること。
- ・ 活動の本拠となる事務所等を有すること。

4. 補助対象事業

「日本博」プロジェクトとして企画・実施する新規性・創造性が高い文化芸術プロジェクト等であって、文化による「国家ブランディング」の強化、「観光インバウンド」の拡充に資するもの。

※「日本博」について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする「文化プログラム」の中核的事業として、文化庁が中心となって、関係府省庁、地方公共団体、民間団体等と連携しつつ、各地域が誇る様々な文化観光資源を年間通じて体系的に創成・展開する大型国家プロジェクト。

＜文化庁ホームページ＞

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/nihonhaku/index.html>

＜「日本博」総合推進会議 ホームページ＞

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nihonhaku/>

5. 「イノベーション型プロジェクト 実施計画」の策定

本事業に応募する事業については、「イノベーション型プロジェクト 実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定する必要があります。

◆実施計画に盛り込むべき項目

(1) 以下、①から⑧は必須記入項目となります。

- ①「日本博」の総合テーマ「日本人と自然」及び基本コンセプトに沿った内容であること。
- ②我が国若しくはそれぞれの分野における代表的な文化芸術プロジェクトであって、又は当該実施地域の代表的な特色ある文化芸術プロジェクトであって、国内外に発信するものとしてふさわしいものであること。
- ③それぞれの分野において独自性や優位性が大きく認められる、新規性・創造性が高いプロジェクトであること。なお、美術・文化財、舞台芸術、メディア芸術、生活文化・文芸・音楽、食文化・自然、共生社会・多文化共生、被災地復興等の複数分野が連携するプロジェクトであること、又は異なる時代の文化芸術を比較したプロジェクトであること等の工夫があると望ましい。
- ④文化財等の文化芸術資源を有効に活用するプロジェクトであって、新しい手法・演出や最先端技術を導入していること。
- ⑤「日本博」で培ったノウハウをその後の文化芸術活動におけるレガシーとして生かして継続する観点が含まれたプロジェクトであること。
- ⑥訪日外国人の関心が高い内容であること若しくはストーリー性に配慮した解説をするなど訪日外国人にとって分かりやすい内容であること、又は「日本博」のプロモーションのためにプロジェクト実施の映像や画像の提供等が行われる等のインバウンド促進を喚起する取組の工夫がなされていること。
- ⑦2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を機に世界にアピールする観点を含む計画であること。
- ⑧「日本博」で培ったノウハウをその後の我が国・社会のレガシーとして生かして継続する観点が含まれたプロジェクトであること。

- ⑨「beyond2020プログラム認証要領」（平成29年5月26日文化庁作成）第2条¹の要件を満たすプロジェクトであること。
- ⑩プロジェクトの実現可能性が高いこと又は実施するための実績があること、かつ、プロジェクト実施することが可能な体制を有していること。
- ⑪事業実施の効果について明確な目標を設定し、地元の大学やシンクタンク等の専門機関による効果検証を行う、又は事業実施の報告等で協力する計画であること。
- ⑫資金計画が、経費や規模の面で合理的であること。
- (2) 以下、⑬から⑯については該当がある場合には記入してください。
- ⑬子供・若者・高齢者・障害者等の文化芸術活動の促進や多文化共生の推進に資する取組を行うこと（企画内容や、参加者にとっての阻害要因を取り除く取組を含む）、又は被災地に関するプロジェクトであって、国内外の発信や被災地へ誘客する工夫がなされていること。
- ⑭地方への誘客に資するプロジェクトであること。
- ⑮プロジェクト内容の成熟度が高く、複数年にわたる準備が必要なものは、その計画性が示されていること。
- ⑯民間の協賛金や助成金、クラウドファンディングなどの外部資金の獲得や、自己収入等を活用する具体的な取組が設定されていること。

※ 実施計画の策定に関しましては、上記のほか、P.9「II. 3. 実施計画書の作成等に関する留意点」をご参照ください。

※ 実施計画書上は2019年度を始期とする3年程度の期間の事業構想概要を記載することとしておりますが、事業の採択は年度ごとに行いますので、実施計画の初年度の計画が採択されたとしても、次年度以降の採択、補助金の交付を保証するものではありません。

¹ beyond2020を通じ、障害者にとってのバリアや訪日外国人にとっての言語の壁を取り除くなど、全ての人々が参画できる社会に向けて、文化団体や企業等の行動に変革を促す仕掛けとすべく、以下の要件を全て満たす事業・活動を beyond2020 に認証する。

- (1) 日本文化の魅力を発信する事業・活動であること。

なお、ここでいう日本文化とは、伝統的な芸術、現代舞台芸術、最先端技術を用いた各種アート、デザイン、クールジャパンとして世界中が注目するコンテンツ、メディア芸術、ファッション、和食・日本酒その他の食文化、祭り、伝統的工芸品、和装、花、木材・石材・畳等を活用した日本らしい建築など、多様な日本文化をいう。

- (2) 成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出のため、以下のいずれかの要素を付加した事業・活動であること。

- ア 障害者にとってのバリアを取り除く取組
イ 外国人にとっての言語の壁を取り除く取組

6. 補助金の額

団体が実施する事業に必要な経費のうち、次の全ての条件を満たす金額を、予算の範囲内で補助します。

①補助対象経費の2分の1以内の額を上限とします。

※ただし、実施によって観光客の増加及び満足度の向上に高く寄与すると認められる場合において、補助事業者の財政状況、事業の集中投下及び事業の遂行による収入額等を総合的に勘案し、特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができます。ただし、補助対象経費の3分の2を上限とします。

特に必要と認められる調整の要件は、以下のとおりとします。

- (1) 美術、文化財、伝統芸能、現代舞台芸術、メディア芸術、生活文化などの複数分野の文化芸術が連携しつつ、AIなどの最先端技術を導入しているプロジェクトである場合には、補助率に10%の加算を行うことができる。
- (2) 被災地と協働して行う被災地復興に資するプロジェクトである場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。
- (3) アイヌ文化や琉球文化振興をはじめとする多文化共生の推進に資するプロジェクトである場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。
- (4) 観光庁に登録された日本版DMO（日本版DMO候補法人は除く）と協働して実施するプロジェクトである場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。
- (5) 障害者等の文化芸術活動の促進に資するプロジェクトである場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。
- (6) 当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。
- (7) 補助事業者の財政規模が一定の割合である場合には、次に掲げる補助率の加算を行うことができる。

(ア) 地方公共団体の場合＝財政力指数が0.5以下：10%加算

※ 財政力指数＝地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

(イ) 民間団体の場合＝事業規模指数が0.1以上：10%加算

※ 事業規模指数＝補助対象となる総事業費／補助事業者の財政規模

※ 当該補助事業者の財政規模

法人の場合＝当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額。実績がない場合は当該年度の収入見込額

②原則として3千万円（文化庁の事業と連携した取組や高い波及効果が見込める取組等はこの限りでない。）を上限とします。

③自己収入額（入場料、協賛金、助成金等）が補助対象経費の2分の1を超える場合には、

補助対象経費から自己収入額を控除した金額を上限とします。なお、各補助対象経費の積算において、社会通念上著しく高額と認められる場合は、補助の対象外とします。

(③の例) 自己収入額 600万円、補助対象経費 1,000万円の場合

補助対象経費 $\times 1/2 = 500$ 万円 $<$ 自己収入額

1,000万円 $- 600$ 万円 $= 400$ 万円 \leftarrow 文化庁からの補助金の上限額

○補助対象経費

	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
主たる事業費	コンテンツ創成・展開に必要な経費	事業費	コーディネーター料	有期雇用経費	外部専門の人材の雇用経費 ※人事に関する規程・規則をもとに設定するなど根拠を示すこと。
			賃金	事務員賃金	期間業務職員として雇用する場合のみ ※人事に関する規程・規則をもとに設定するなど根拠を示すこと。
			非常勤事務員賃金	臨時に雇用する場合のみ	
			作業員賃金	〃	
			会場整理等賃金	〃	
			資料整理等賃金	〃	
			〇〇賃金	〃	
			共済費	社会保険料	本事業のために雇用された賃金職員の事業主負担分のみ
			福利厚生費	同上のうち、健康診断に限る	
			傷害保険料	ボランティア保険等	
			〇〇保険料	危険作業を伴う等、特に必要な場合に限る	
			報償費	講師等謝金	補助事業者（構成員等を含む）は対象外
			指導謝金		
			原稿執筆謝金		
翻訳謝金					
出演料					
〇〇謝金					
旅費	普通旅費	職員旅費、連絡旅費			
特別旅費	外部委員等旅費（招へい外国人を含む）				
外国旅費	職員の外国旅費				
外国人招聘旅費	外国人の招聘に要する航空賃等				
使用料及び借料	会場等借料	会場、機材等借料			
〇〇使用料					
〇〇借料					
〇〇損料					
舞台費	大道具費				
小道具費					
衣裳費					
音響照明費					
かつら費					
メイク費					
字幕費					
役務費	保管料	輸送保険料、火災保険料等 振込手数料等			
通信運搬費					
広告宣伝料					
作品保険料					
〇〇保険料					
〇〇手数料					
雑役務費					
委託費	調査委託費	シンポジウム運営、映像・録音記録等			
〇〇委託費					
請負費	〇〇請負費	会場設営・撤去等			
需用費	消耗品費	単価が10万円(税込)以下のものに限る 報告書印刷費、コピー代等			
印刷製本費					
通信費					
郵送料					
会議費					
その他需用費					

○補助対象とならない経費

○事務職員給与 ○事務所維持費（生活雑貨、医薬品、光熱水費、電話代等を含む。）
 ○事務機器・事務用品等の購入・借用費 ○先進事例等の視察に係る旅費 ○航空・列車・船舶運賃の特別料金（ファーストクラス料金、ビジネスクラス料金、グリーン料金等）、タクシー料金 ○ビザ取得経費 ○印紙代 ○委託契約に係る一般管理費（10%を超える部分） ○交際費・接待費 ○手土産代 ○レセプション・パーティーに係る経費 ○打ち上げ費 ○飲食に係る経費（ただし、会議の際提供するお茶代は可）○施設整備費 ○備品等購入費 等
 ※これらの経費は、外部に委託した場合についても計上できません。

○諸謝金単価表（参考）

団体において諸謝金の単価を定めていない等の場合には、この単価表の額を参考にしてください。

	区 分	単 位	日額・件数単価	時間単価	備 考
1	会議出席謝金(A)	回・時間	22,700	11,300	審議会同等の会議に適用(会長クラス)
2	会議出席謝金(B)	回・時間	19,600	9,800	審議会同等の会議に適用(委員クラス)
3	会議出席謝金(C)	回・時間	17,700	8,800	審議会同等の会議に適用(臨時委員クラス)
4	会議出席謝金(D)	回・時間	14,000	7,000	協力者会議等の会議出席謝金に適用する
5	座談会等出席謝金	回・時間	16,400	8,200	対談・座談会
6	講演謝金(A)	時間	-	11,300	大学学長等が専門的な講演・講義をするもの
7	講演謝金(B)	時間	-	7,900	大学教授等が専門的な講演・講義をするもの
8	特別講演謝金(A)	回	57,000	-	著名人によるワークショップの講演など。
9	特別講演謝金(B)	回	35,000	-	ワークショップの講演など。
10	指導・実技・実習等謝金	時間		5,100	技芸、スポーツ、知識等の教授・指導料に該当するもの
11	助言等謝金	時間		5,100	政策の立案等の参考になるものやコメントを述べる程度のもの
12	作業補助等労務謝金	時間		1,050	集計、会場整理等(継続2ヶ月以内)
13	作業補助等労務謝金	時間		1,050	集計、会場整理等(継続2ヶ月超)
14	司会・報告者謝金	時間		4,600	司会、報告会に対する謝礼。
15	演奏謝金	時間		6,400	演奏に対する謝礼。
16	審査謝金(選考会)	回・時間	14,000	7,000	討論形式による選考会、書類審査
17	審査謝金(書類審査A)	件	3,500		討論形式によらない書類審査(一般競争(総合評価落札方式)の技術審査など)
18	審査謝金(書類審査B)	件	389		討論形式によらない書類審査
19	原稿謝金(日本語A)	枚	2,500		400字。思想・文献・随想・提言等。
20	原稿謝金(日本語B)	枚	2,000		400字。一般的なもの。
21	原稿謝金(外国語A)	枚	5,000		英語等200ワード。思想・文献・随想・提言等。
22	原稿謝金(外国語B)	枚	4,000		英語等200ワード。一般的なもの。
23	通訳謝金(英語)	時間		10,400	
24	通訳謝金(その他)	時間		10,500	
25	翻訳謝金(和文英訳)	枚	5,700		和文→英文(200ワード)、仕上り1枚当
26	翻訳謝金(英文和訳)	枚	3,700		英文→和文(400字)、仕上り1枚当
27	翻訳謝金(その他和訳)	枚	4,700		英文以外→和文(400字)、仕上り1枚当
28	揮毫謝金	枚	150		名前、日付程度

Ⅱ. 応募概要

1. 応募書類の提出期間

2019年4月5日（金）から2019年4月23日（火）（18時必着）

2. 提出書類等

以下の書類を提出してください。

申請書類に不備があると、受付できない場合や、審査不能となる場合がありますので、提出前に申請書類が整っているかを十分にご確認ください。なお、提出期間後の差し替えは認められませんのでご注意ください。

- ・「日本博」イノベーション型プロジェクト実施計画書（様式1、別紙1、別紙2）
- ・収支予算書（様式2）
- ・誓約書兼同意書（様式3）

◆提出方法

- ・提出先（問合せ先）

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁参事官（芸術文化担当）付 新文化芸術創造活動推進室

- ・TEL：03-5253-4111（代）（内線4827、3108）（平日10：00～18：00）

※提出方法は＜特定記録郵便＞による郵送のみ（持参不可）。

あわせて、電子媒体（Word、Excelファイル）もメールにてご提出ください。

（電子媒体提出先 E-mailアドレス：bun-pro@mext.go.jp）

※封筒の表に『2019年度イノベーション型プロジェクト実施計画書・収支予算書等在中』と朱書きしてください。

◆提出書類について

(1) 応募団体は、提出書類を35セット提出してください。なお、作成に当たっては、記入例を参考にしてください。

※提出書類は、

- ・正本1部（A4版・白黒・片面印刷・ダブルクリップ止め）
 - ・写し34部（A4版・白黒・両面印刷・左上一カ所ホチキス止め）
- としてください。

(2) 様式は、文化庁のホームページからダウンロードしてください。

※下記どちらのページからもダウンロード可能です。

文化庁 日本博ページ (<http://www.bunka.go.jp/seisaku/nihonhaku/index.html>)

文化庁 公募ページ (http://www.bunka.go.jp/shinsei_boshu/kobo/index.html)

(3) 実施計画書及び収支予算書の作成に当たっては、記載例を参考にしてください。なお、審査の視点（P.13）等を十分に踏まえ、簡潔かつ明瞭に記載してください。

(4) 提出した書類については、その記載内容について文化庁から問合せをすることがありま

すので、必ず写しをとり保管するようにしてください。また、提出された書類等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

3. 実施計画書の作成等に関する留意点

(1) 事業計画について

2019年度において実施を予定する事業計画について、事業の目的や実施による効果等を含め、具体的に記載してください。

あわせて、2019年度を始期とする3年程度の事業構想についても可能な範囲で記載してください。

※ 事業の採択は年度ごとに行いますので、実施計画の初年度の計画が採択されたとしても、次年度以降の採択、補助金の交付を保証するものではありません。

(2) 達成目標の設定について

事業実施により目指す経済波及効果、観光インバウンド拡充効果、社会的・文化的効果等については、個々の事業だけでなく、事業を実施した地域において予想される効果や成果を、抽象的な表現ではなく、必ず定量的に記載してください。また、参考として、過去の類似事業における参加人数、来場者数、訪日外国人数、効果等も併せて記載してください。

※ 効果等の算出根拠についても明確に記載してください。

(3) 他の補助金等との重複について

他省庁等の補助事業等の助成と組み合わせて補助を受けることは可能です。その場合は、省庁等名、補助金額等を収支予算書に記載してください。

補助を受けようとする同一の事業内容については、原則として、文化庁の他の補助事業に応募することはできません。

ただし、補助を受けようとする同一の事業内容について、芸術文化振興基金へ応募することは可能です。その場合、本事業と芸術文化振興基金ともに採択となったときは、どちらの補助を受けるかを選択していただきます。

(4) 補助金額について

補助金の額は、文化庁の本事業予算の範囲内で決定されるとともに、審査の結果が補助金の額に反映されるため、応募された金額全てを満たすとは限りません。

4. 事業に関する問合せ及び相談先

事業内容や規模、経費等についてご相談等ある場合は、次の担当までご連絡ください。

文化庁参事官（芸術文化担当）付 新文化芸術創造活動推進室

TEL：03-5253-4111（代）（内線 4827、3108）（平日 10：00～18：00）

5. 文化プログラムへの参画について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以後、東京2020大会）は、スポーツの祭典のみならず文化の祭典です。「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」においても、東京2020大会を我が国の文化財や伝統等の価値を世界に発信するとともに、文化芸術が生み出す社会への波及効果を生かして諸課題を乗り越え、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築につなげていくまたとない機会ととらえており、リオ大会後から、全国の自治体や芸術家等との連携の下、「文化プログラム」を全国各地で推進していくことを謳っています。

文化庁としては、東京2020大会を契機に「文化プログラム」を推進し、共生社会の実現や国際化の進展を促進することなどを重点政策としております。本事業に申請される団体等におかれましては、こうした2020年以降へのレガシー創出に資する「文化プログラム」としても申請事業を実施するとともに、文化プログラムに関する認証プログラムへの申請をお願いします。

《認証プログラム》

1. beyond2020プログラム（文化庁、内閣官房等）※本事業に採択された場合、認証申請は必須とします。

2020年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーを創り出す文化プログラムを「beyond2020プログラム」として認証しています。

具体的には、①日本文化の魅力を発信する取組であるとともに、②障害者にとってのバリアを取り除く取組、または、外国人にとっての言語の壁を取り除く取組を含んだ活動であることを要件としています。

国や地方公共団体等の公的機関に加え、非営利団体、商工会議所、民間事業者等、営利・非営利を問わず、多様な団体が行う活動が対象です。

認証は、内閣官房オリパラ事務局や地方公共団体等とともに文化庁でも行っています。

2. 東京2020文化オリンピックアード（東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）

政府、開催都市、会場関連自治体、大会スポンサー等の東京2020大会に関連の強いステークホルダーが実施する事業（東京2020公認文化オリンピックアード）や、地方公共団体（会場関連自治体を除く）や独立行政法人、公益法人等が実施する、東京2020大会の機運を醸成し、オリンピック・パラリンピックムーブメントを裾野まで広げる事業（東京2020応援文化オリンピックアード）が対象です。

2016年10月から認証が開始されており、これまで多くの事業が「東京2020文化オリンピックアード」の認証を受けています。2017年7月20日からは、応援文化オリンピックアードの対象団体が拡大（非営利団体等）されました。詳細は以下をご参照ください。

〈東京2020組織委員会ホームページ〉

<https://tokyo2020.jp>

※1 両プログラムへ重複して申請することも可能です。

《文化情報プラットフォーム（ポータルサイト Culture NIPPON）》




文化庁では、全国各地の文化イベント（文化プログラム）や文化施設等の情報を一元的に集約し、オープンデータとして国内外に発信する「文化情報プラットフォーム構想」を進めており、本構想の一環で構築・運営している文化プログラムポータルサイト「Culture NIPPON」上で認証を行っています。詳細は、以下をご参照ください。

<Culture NIPPON ホームページ>

<http://culture-nippon.go.jp>

※2 「Culture NIPPON」では、beyond2020プログラムだけでなく、一般の文化イベント（文化プログラム）情報も発信することができます。積極的にご活用ください。

東京2020大会に向けた文化プログラムの枠組

	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会		文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議
プログラム	東京2020文化オリンピックアード		beyond2020 プログラム
	東京2020公認 文化オリンピックアード	東京2020応援 文化オリンピックアード	
概要	「オリンピック憲章」に基づいて行われる公式文化プログラム 東京大会の主なステークホルダー等が大会ビジョンの実現に相応しい文化芸術性の高い事業を実施	「オリンピック憲章」に基づいて行われる公式文化プログラム 非営利団体等がオリンピック・パラリンピックムーブメントを裾野まで広げる事業を実施。	2020年以降を見据え、レガシー創出に資する文化プログラム 営利・非営利を問わず多様な団体が実施。 ※オリンピック・パラリンピックの文言使用は不可
実施主体	組織委員会、国、開催都市、会場所在地地方公共団体、公式スポンサー、JOC、JPG	会場所在地以外の地方公共団体、独立行政法人を含む非営利団体	文化オリンピックアードの実施主体に加えて、公式スポンサー以外の企業も対象
ロゴマーク			

各プログラムの認証要件

<p style="text-align: center;">東京2020文化オリンピックアード</p> <p style="text-align: center;">～大会ビジョン、文化オリンピックアードのコンセプトを実現～</p> <p>【大会ビジョン】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 5px;">全員が自己ベスト</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 5px;">多様性と調和</div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; display: inline-block;">未来への継承</div> </div> <p>【文化オリンピックアードのコンセプト】</p> <div style="display: grid; grid-template-columns: 1fr 1fr; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;">日本文化の再認識と継承・発展</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;">次世代育成と新たな文化芸術の創造</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;">日本文化の世界への発信と国際交流</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;">全国展開によるあらゆる人の参加・交流と地域の活性化</div> </div>	<p style="text-align: center;">beyond2020プログラム</p> <p style="text-align: center;">～日本の魅力をすべての人へ～</p> <p>【必須要件】 2020年以降を見据え、</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px 0;"> 日本文化の魅力を発信する取組 </div> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">+</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px 0;"> 共生社会を実現するための取組 —障害者にとってのバリアを取り除く取組 又は —外国人にとっての言語の壁を取り除く取組 </div>
---	--

Ⅲ. 審査及び審査後の手続について

1. 審査について

文化庁に提出された書類を基に外部有識者による審査委員会の審査を行い、採択事業を決定します。審査は、実施計画の内容、事業の実施方法等について、募集案内P. 2からP. 3の「実施計画に盛り組むべき項目」の記載内容等も踏まえ、地域バランスや分野バランス等にも留意しつつ、総合的に評価します。

なお、本募集案内に記載の要件を満たしたとしても、予算上の制約や費用対効果の観点等から採択されない場合もあります。

(審査の視点(例))

◆実施計画に記載されている取組について

- ・事業計画や達成目標等に具体性・客観性があり、実現可能なものとなっているか。
- ・事業実施による効果が明確であり、成果をもたらす計画となっているか。
- ・資金計画や経費の積算内容が適切であるか。等

◆実施計画に盛り組むべき項目について

- ・申請要件①から⑫の必須記入項目の記載内容が優れたものとなっているか。
- ・申請要件⑬から⑯について該当する取組が予定されているか。等

2. 審査委員の遵守事項

(1) 利害関係者の排除

応募された事業内容と利害関係がある審査委員は、文化庁にその旨を申し出ることとし、当該応募の審査に加わることができないこととします。

(2) 利害関係の範囲

- ① 審査委員が、応募する団体に所属している場合
- ② 審査委員が、応募する団体等から謝金・給与等の報酬を得ている場合
- ③ 審査委員が、中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合（審査委員が、応募する団体において外部有識者として関与しているなど中立・公正に審査を行うことが困難と認められる場合等）

(3) 秘密保持

審査委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び応募する団体の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはなりません。また、審査委員として取得した情報（応募書類等の各種資料を含む。）は、厳重に管理しなければなりません。

3. 審査後の手続について

(1) 審査結果の通知

応募された実施計画の審査結果については、採否にかかわらず、2019年5月中（予定）に文書により通知します。

(2) 補助金交付申請書の提出

補助事業者として採択する旨の通知を受けた応募団体が、これを受諾した場合には、補助金交付申請書を所定の期間内に文化庁へ提出していただく必要があります。

文化庁は、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定をし、補助金交付決定通知書により、応募団体へ通知します。

(3) 実績報告書の提出

補助金交付決定の通知を受けた団体は、補助事業完了後、実績報告書を所定の期間内に文化庁へ提出してください。

(4) 補助金の交付

文化庁は、実績報告書の内容を審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により、団体に通知し、補助金を交付します。

IV. その他の留意事項等

1. 事業実施に当たっての留意点

(1) 実施計画の変更

事業開始後、実施計画の内容に変更が生じた場合は、文化庁に速やかに報告してください。

(2) 事業の報告

事業実施による効果や成果を定量的・定性的に把握するため、事業完了後、実績報告書等を提出していただきます。実績報告書に効果や成果を明確に記載することができるよう、あらかじめ準備しておいてください。

なお、実績報告書において、実績が計画と著しく異なる、効果や成果の把握ができていない等の状況が認められた場合は、交付決定を取り消すことがあります。

(3) 関係書類の保管

補助を受けた事業については、当該事業に関する帳簿及び収入支出に関する証拠書類を補助事業完了日の属する年度の終了後5年間保存しなければなりません。

(4) 完了検査等

①事業完了後、文化庁の職員が、実施状況や会計処理の状況について実地検査を行う場合があります。

②本事業は、会計実地検査の対象事業であり、会計検査院から指示があった場合には、実地検査に協力していただく必要があります。

③上記検査で不適切な会計処理が明らかになった場合には、既に交付した補助金の国庫

返還を命ずることがありますので、適切な事業実施に努めてください。

2. 本事業の名称等の明記

採択された応募団体は、事業に関するポスター、チラシ、プログラム、ホームページ等に「日本博」ロゴマークの表示に併せて、「2019年度日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業」の記載及び「文化庁シンボルマーク」を必ず表示してください。

<表示例>



・ポスター

※ 英語表記

Supported by the Agency for Cultural Affairs Government of Japan in the fiscal 2019

3. 文化庁からの補助金の適正な使用について

芸術文化に係る補助金等をめぐりこれまで不正行為が度々行われたことは極めて遺憾であり、このことは国の芸術文化行政に対する国民の信頼を損ないかねない重大な問題です。

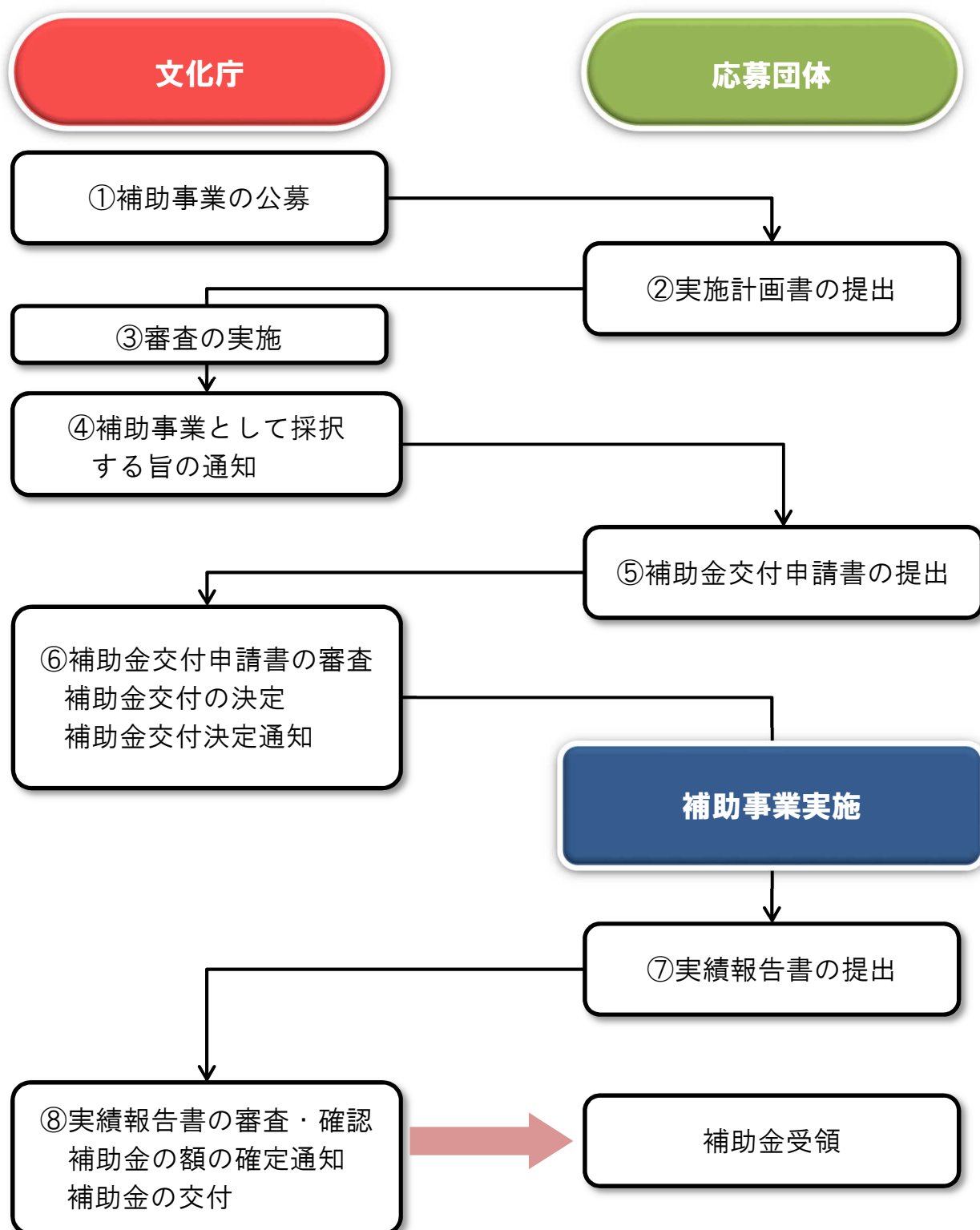
補助事業の執行に当たっては、補助金の適正な使用方法を改めて徹底するとともに、管理運営の適正化、事務処理体制の整備、関係者の意識向上等を行うことが必須となります。

不正行為があった場合は、以後の補助金の応募制限を行う等、厳正な対応を行います。

「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」

http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/hojokin_shiyo.html

V. 補助金交付までの流れ



項 目	内 容
① 補助事業の公募	文化庁は、文化資源活用事業費補助金の交付の対象となる事業について公募します。
② 実施計画書の提出	補助金の交付を希望する応募団体は、実施計画書を所定の期間内に文化庁へ提出してください。
③ 審査の実施	文化庁は、外部有識者による審査委員の審査を経て、補助金の交付の対象となる事業及び交付しようとする補助金の額を決定します。
④ 補助事業として採択する旨の通知	文化庁は、③の決定について、2019年5月中（予定）に、実施計画書を提出した応募団体へ通知します。なお、不採択となった応募団体にも同時に審査結果を通知します。
⑤ 補助金交付申請書の提出	補助事業者として採択する旨の通知を受けた応募団体は、これを受諾した場合、補助金交付申請書（以下「申請書」という。）を所定の期間内に文化庁へ提出してください。
⑥ 補助金交付申請書の審査 補助金交付の決定 補助金交付決定通知	文化庁は申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付決定をし、補助金交付決定通知書により、申請書を提出した応募団体へ通知します。
⑦ 実績報告書の提出	補助金交付決定の通知を受けた団体は、補助事業完了後、実績報告書を所定の期間内に文化庁へ提出してください。
⑧ 実績報告書の審査・確認 補助金の額の確定通知 補助金の交付	文化庁は、実績報告書の内容を審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び交付決定の際に付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により、団体に通知し、補助金を交付します。

VI. 各種様式

(様式1) 「日本博」イノベーション型プロジェクト 実施計画書

文化庁長官 宛

1. 団体概要

フリガナ			
組織・団体名			
フリガナ			
代表者	役職	氏名	
担当者情報	部署名		フリガナ
			氏名
	TEL		番号の間に「-」(ハイフン)は入れずに記入してください。
	FAX[任意]		
メールアドレス			
住所	郵便番号	ハイフンなしの7桁の数字を記入してください。	
	都道府県		市区町村
	町名・番地		建物名・部屋番号
団体属性	<p>以下の中から該当する選択肢を選んでください。</p> <p> <input type="checkbox"/>①：国の行政機関 <input type="checkbox"/>②：地方公共団体 <input type="checkbox"/>③：国公立大学法人及び学校法人 <input type="checkbox"/>④：公益法人又はこれに準ずる団体 <input type="checkbox"/>⑤：株式会社等その他法人格を有する団体 <input type="checkbox"/>⑥：その他 </p>		

2枚目に続きます

「日本博」イノベーション型プロジェクト 実施計画書

2. 事業実施計画

■事業概要

プロジェクト名	※正式名が未定の場合は、最後に「(仮称)」と記載してください。
開催期間	※可能な範囲で詳細を記入してください。 ※調整中の場合は、〇月頃など、その旨ご記入ください。
公表可能時期	※調整中の場合は、〇月頃など、その旨ご記入ください。
開催地・会場	都道府県： } ※調整中の場合は、その旨ご記入ください。 市区町村： } ※複数個所で開催する場合は、全てご記入ください。 会場名：
分野	◆主な分野（1つだけチェックしてください） <input type="checkbox"/> ①美術・文化財 <input type="checkbox"/> ②舞台芸術 <input type="checkbox"/> ③メディア芸術 <input type="checkbox"/> ④生活文化・文芸・音楽 <input type="checkbox"/> ⑤食文化・自然 <input type="checkbox"/> ⑥デザイン・ファッション <input type="checkbox"/> ⑦共生社会・多文化共生 <input type="checkbox"/> ⑧被災地復興 <input type="checkbox"/> ⑨その他 ◆その他分野（複数選択可） <input type="checkbox"/> ①美術・文化財 <input type="checkbox"/> ②舞台芸術 <input type="checkbox"/> ③メディア芸術 <input type="checkbox"/> ④生活文化・文芸・音楽 <input type="checkbox"/> ⑤食文化・自然 <input type="checkbox"/> ⑥デザイン・ファッション <input type="checkbox"/> ⑦共生社会・多文化共生 <input type="checkbox"/> ⑧被災地復興 <input type="checkbox"/> ⑨その他
主催者/共催者等	※他機関との連携や協賛などを検討されている場合は記載願います。

実施計画に盛り込むべき項目

各項目について、別紙1に記載願います。

※①から⑫は必須記入項目となります。

- ①「日本博」の総合テーマ「日本人と自然」及び基本コンセプトに沿った内容であること。
- ②我が国若しくはそれぞれの分野における代表的な文化芸術プロジェクトであって、又は当該実施地域の代表的な特色ある文化芸術プロジェクトであって、国内外に発信するものとしてふさわしいものであること。
- ③それぞれの分野において独自性や優位性が大きく認められる、新規性・創造性が高いプロジェクトであること。なお、美術・文化財、舞台芸術、メディア芸術、生活文化・文芸・音楽、食文化・自然、共生社会・多文化共生、被災地復興等の複数分野が連携するプロジェクトであること、又は異なる時代の文化芸術を比較したプロジェクトであること等の工夫があると望ましい。
- ④文化財等の文化芸術資源を有効に活用するプロジェクトであって、新しい手法・演出や最先端技術を導入していること。
- ⑤「日本博」で培ったノウハウをその後の文化芸術活動におけるレガシーとして生かして継続する観点が含まれたプロジェクトであること。
- ⑥訪日外国人の関心が高い内容であること若しくはストーリー性に配慮した解説をするなど訪日外国人にとって分かりやすい内容であること、又は「日本博」のプロモーションのためにプロジェクト実施の映像や画像の提供等が行われる等のインバウンド促進を喚起する取組の工夫がなされていること。
- ⑦2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を機に世界にアピールする観点を含む計画であること。
- ⑧「日本博」で培ったノウハウをその後の我が国・社会のレガシーとして生かして継続する観点が含まれたプロジェクトであること。
- ⑨「beyond2020 プログラム認証要領」（平成29年5月26日文化庁作成）第2条の要件を満たすプロジェクトであること。
- ⑩プロジェクトの実現可能性が高いこと又は実施するための実績があること、かつ、プロジェクト実施することが可能な体制を有していること。
- ⑪事業実施の効果について明確な目標を設定し、地元の大学やシンクタンク等の専門機関による効果検証を行う、又は事業実施の報告等で協力する計画であること。
- ⑫資金計画が、経費や規模の面で合理的であること。

※⑬から⑯については該当がある場合には記入してください。

- ⑬子供・若者・高齢者・障害者等の文化芸術活動の促進や多文化共生の推進に資する取組を行うこと（企画内容や、参加者にとっての阻害要因を取り除く取組を含む）、又は被災地に関するプロジェクトであって、国内外の発信や被災地へ誘客する工夫がなされていること。
- ⑭地方への誘客に資するプロジェクトであること。
- ⑮プロジェクト内容の成熟度が高く、複数年にわたる準備が必要なものは、その計画性が示されていること。
- ⑯民間の協賛金や助成金、クラウドファンディングなどの外部資金の獲得や、自己収入等を活用する具体的な取組が設定されていること。

3枚目に続きます

「日本博」イノベーション型プロジェクト 実施計画書

調整要件			
各要件について、該当する場合にはその関連性について、別紙2に記載願います。			
<input type="checkbox"/> ①美術、文化財、伝統芸能、現代舞台芸術、メディア芸術、生活文化などの複数分野の文化芸術が連携しつつ、AIなどの最先端技術を導入しているプロジェクトである。 <input type="checkbox"/> ②被災地と協働して行う被災地復興に資するプロジェクトである。 <input type="checkbox"/> ③アイヌ文化や琉球文化振興をはじめとする多文化共生の推進に資するプロジェクトである。 <input type="checkbox"/> ④観光庁に登録された日本版DMO（日本版DMO候補法人は除く）と協働して実施するプロジェクトである。 <input type="checkbox"/> ⑤障害者等の文化芸術活動の促進に資するプロジェクトである。 <input type="checkbox"/> ⑥当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業である。 <input type="checkbox"/> ⑦補助事業者の財政規模が一定の割合である。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>（ア）地方公共団体の場合＝財政力指数が0.5以下 <ul style="list-style-type: none"> ※ 財政力指数＝地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値 <input type="checkbox"/>（イ）民間団体の場合＝事業規模指数が0.1以上 <ul style="list-style-type: none"> ※ 事業規模指数＝補助対象となる総事業費／補助事業者の財政規模 ※ 当該補助事業者の財政規模 法人の場合＝当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額。実績がない場合は当該年度の収入見込額。 			
「日本博」主催・共催型プロジェクトへの提案の有無 (詳しくはP.35「Q&A-24」をご確認ください)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
「日本博」参画プロジェクトへの応募の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
他の2019年度文化庁補助事業への応募の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
※ 実施計画書内に、他の2019年度文化庁補助事業に応募した事業・取組が含まれる場合は、「有」を選択してください。（「有」を選択した場合、同一事業・取組を含む他の2019年度文化庁補助事業への応募は、取り下げとなります。）			
応募した補助事業の名称			
他省庁等の2019年度補助金・助成金等への応募の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
※ 実施計画書内に、他省庁等の2019年度補助事業に応募した事業・取組が含まれる場合は、「有」を選択してください。			
応募した他省庁等の補助金・助成金等の名称、申請額	(名称)	(申請額)	千円
(各補助金・助成金ごとに個別に記載してください)	(名称)	(申請額)	千円
事業概要	※総合テーマ「日本人と自然」及び基本コンセプトを踏まえ、事業概要を400字程度で記載願います。 ※総合テーマ「日本人と自然」及び基本コンセプトについては、日本博物総合推進会議（第1回）（2018年12月26日開催）資料5を参照願います。（ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nihonhaku/dai1/gijisidai.pdf ）		
事業概要（公表用）	※公表用に、事業概要の要約を150字程度で記載してください。		

4枚目に続きます

※ 以下の記載については、審査の視点（「募集案内」P.13）等を十分に踏まえ、簡潔かつ明瞭に記載してください。

「日本博」イノベーション型プロジェクト 実施計画書

■事業計画

2019年度の事業計画										
事業の目的・効果	<p>※2019年度の事業計画の事業目的や、事業を実施することによる効果（経済波及効果、観光インバウンド拡充効果、社会的・文化的効果等）について、客観的な数値等を用いて具体的に記載してください。また、本補助金を受給することにより向上が見込まれることについても記載してください。</p>									
事業計画	<p>※2019年度の事業計画について、実施年月日や事業名、事業又は取組の内容、実施場所等、具体的に記載してください。 ※主な取組毎にスケジュールを記載してください。</p>									
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	●●● →									
	●●● →									
2019年度を始期とする3年程度の期間の事業構想										
事業構想の概要	<p>※2019年度を始期とする3年程度の期間の事業構想について、現時点で可能な範囲で記載してください。 ※事業の採択は年度ごとに行いますので、<u>実施計画の初年度の計画が採択されたとしても、次年度以降の採択を保証するものではありません。</u></p>									
<p>予算計画（可能な範囲で記載してください。）</p>										
2019年	総事業費：	千円	2020年	総事業費：	千円	2021年	総事業費：	千円		
	申請額：	千円		申請額：	千円		申請額：	千円		

5枚目に続きます

「日本博」イノベーション型プロジェクト 実施計画書

3. その他

URL	※団体 HP 等の URL を記載してください。		
映像・画像提供	広報のための映像や画像提供についてご協力ください。 (画像) 提供の可否: <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 トリミングの可否: <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 キャプション: (動画) 提供の可否: <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 概要:		
本事業の対象者	<input type="checkbox"/> 子供 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> その他()		
参加料	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	※一人当たりの参加料 円(任意)
予算(任意)	千円		
ロゴマーク使用方法	印刷物 <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> パンフレット <input type="checkbox"/> 記事 <input type="checkbox"/> ポスター <input type="checkbox"/> 看板 <input type="checkbox"/> のぼり <input type="checkbox"/> その他 _____ 映像 <input type="checkbox"/> テレビ番組 <input type="checkbox"/> 動画 <input type="checkbox"/> その他 _____ WEB <input type="checkbox"/> サイト <input type="checkbox"/> URL <input type="checkbox"/> その他 _____		
提出書類	必須	<input type="checkbox"/> 誓約書 兼 同意書(様式3) <input type="checkbox"/> 団体の活動内容がわかる書類(規約等)	
	任意	<input type="checkbox"/> 企画概要等	
事後評価(任意)	<input type="checkbox"/> 事業結果に係る調査・検証を行う予定 ※事業実施後、日本博全体のフォローアップとして、ご協力いただく可能性があります。		
課題・留意点等	※ご相談されたい点がありましたら記載願います。		

※本申請書のご記入いただいた内容を、ご相談の上で、プロモーション等に使用するため引用させていただく場合がございます。また、プロモーション資料等の編集の際に、表記の統一や分量を図るために、若干の修正をお願いさせていただくなど、ご協力をお願いすることがございます。予めご了承ください。

※記載については、審査の視点(「募集案内」P.13)等を十分に踏まえ、簡潔かつ明瞭に記載してください。

(1) 以下、①から⑫の必須記入項目について記載してください。

① 「日本博」の総合テーマ「日本人と自然」及び基本コンセプトに沿った内容であるか。

②我が国若しくはそれぞれの分野における代表的な文化芸術プロジェクトであって、又は当該実施地域の代表的な特色ある文化芸術プロジェクトであって、国内外に発信するものとしてふさわしいものであるか。

③それぞれの分野において独自性や優位性が大きく認められる、新規性・創造性が高いプロジェクトであるか。なお、美術・文化財、舞台芸術、メディア芸術、生活文化・文芸・音楽、食文化・自然、共生社会・多文化共生、被災地復興等の複数分野が連携するプロジェクトであること、又は異なる時代の文化芸術を比較したプロジェクトであること等の工夫があると望ましい。

④文化財等の文化芸術資源を有効に活用するプロジェクトであって、新しい手法・演出や最先端技術を導入しているか。

⑤「日本博」で培ったノウハウをその後の文化芸術活動におけるレガシーとして生かして継続する観点が含まれたプロジェクトであるか。

⑥訪日外国人の関心が高い内容であること若しくはストーリー性に配慮した解説をするなど訪日外国人にとって分かりやすい内容であること、又は「日本博」のプロモーションのためにプロジェクト実施の映像や画像の提供等が行われる等のインバウンド促進を喚起する取組の工夫がなされているか。

⑦2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を機に世界にアピールする観点を含む計画であるか。

⑧「日本博」で培ったノウハウをその後の我が国・社会のレガシーとして生かして継続する観点が含まれたプロジェクトであるか。

⑨「beyond2020 プログラム認証要領」（平成29年5月26日文化庁作成）第2条の要件を満たすプロジェクトであるか。

⑩プロジェクトの実現可能性が高いか又は実施するための実績があるか、かつ、プロジェクト実施することが可能な体制を有しているか。

⑪事業実施の効果について明確な目標を設定し、地域の大学やシンクタンク等の専門機関による効果検証を行う、又は事業実施の報告等で協力する計画であるか。

⑫資金計画が、経費や規模の面で合理的であるか。

(2) 以下, ⑬から⑯については該当がある場合に記載してください。

- ⑬子供・若者・高齢者・障害者等の文化芸術活動の促進や多文化共生の推進に資する取組を行っているか(企画内容や, 参加者にとっての阻害要因を取り除く取組を含む), 又は被災地に関するプロジェクトであって, 国内外の発信や被災地へ誘客する工夫がなされているか。

- ⑭地方への誘客に資するプロジェクトであるか。

- ⑮プロジェクト内容の成熟度が高く, 複数年にわたる準備が必要なものは, その計画性が示されているか。

- ⑯民間の協賛金や助成金, クラウドファンディングなどの外部資金の獲得や, 自己収入等を活用する具体的な取組が設定されているか。

※ 以下の調整要件については、該当がある場合にその関連性について記載してください。

(別紙2)

以下、①から⑦の調整要件について該当する場合には、その関連性について記載してください。

- ①美術、文化財、伝統芸能、現代舞台芸術、メディア芸術、生活文化などの複数分野の文化芸術が連携しつつ、AIなどの最先端技術を導入しているプロジェクトであるか。

- ②被災地と協働して行う被災地復興に資するプロジェクトであるか。

- ③アイヌ文化や琉球文化振興をはじめとする多文化共生の推進に資するプロジェクトであるか。

- ④観光庁に登録された日本版DMO（日本版DMO候補法人は除く）と協働して実施するプロジェクトであるか。

- ⑤障害者等の文化芸術活動の促進に資するプロジェクトであるか。

- ⑥当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業であるか。

⑦補助事業者の財政規模が一定の割合であるか。

(ア) 地方公共団体の場合＝財政力指数が0.5以下

※ 財政力指数＝地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

(イ) 民間団体の場合＝事業規模指数が0.1以上

※ 事業規模指数＝補助対象となる総事業費／補助事業者の財政規模

※ 当該補助事業者の財政規模

法人の場合＝当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額。実績がない場合は当該年度の収入見込額

【収支予算書】
経費予定額

(様式2)

【確認事項】消費税等仕入控除税額の取扱いは、ア、イ、ウのいずれかに○をつけること

ア 課税事業者

イ 簡易課税事業者

ウ 免税事業者

- * 必ず会計担当者が記載内容を確認するようにしてください。 会計担当者確認済署名 _____ 印
- * 計算式が設定されていますので青色の欄には入力しないでください。
- * 金額欄には税込の金額を記入してください。
- * 課税対象外(人件費・海外渡航費等 団体により異なるため会計担当者に確認すること)の項目については、○を御記入ください。
- * 消費税相当額欄には、課税対象外経費×8%(実施時期が2019年10月1日以降:10%)の金額を入力してください。
- * 欄が不足する場合は行を挿入してください。複数ページにわたっても結構です。
- * 提出前に必ず検算するようにしてください。

(収入の部)

区 分		数 量	数 量	数 量	単 価	金 額	課税対象外
申請者自己負担額							
共済者等負担額							
自己収入	補助金・助成金						
	寄附金・協賛金						
	事業収入						
	その他						
	自己収入計						
小 計(A)							
国庫補助額							
合 計(B)							

(支出の部)

費目	種別	内 訳	数 量	数 量	数 量	単 価	金 額	課税対象外
事業費	コーディネーター料							
		コーディネーター料合計					0	
	賃金							
		賃金合計					0	
	共済費							
		共済費合計					0	
	報償費							
		報償費合計					0	
	旅費							
		旅費合計					0	
	使用料及び借料							
		使用料及び借料合計					0	
	舞台費							
		舞台費合計					0	
	役務費							
役務費合計						0		
委託費※								
	委託費合計					0		
請負費								
	請負費合計					0		
需用費								
	需用費合計					0		
消費税相当額		課税対象外経費(0) × 8%					0	
		課税対象外経費(0) × 10%					0	
総 事 業 費 (a)							0	
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(b)							0	
支出額合計(a-b)							0	

※ 委託費内訳

機関名:

(単位:円)

費 目	種 別	内 訳	経費予定額
		小計	
		差引合計	

【収支予算書】
経費予定額

(様式2)

【確認事項】消費税等仕入控除税額の取扱い(ア、イ、ウのいずれかに○をつけること)

ア 課税事業者

イ 簡易課税事業者

ウ 免税事業者

- * 必ず会計担当者が記載内容を確認するようにしてください。
- * 計算式が設定されていますので青色の欄には入力しないでください。
- * 金額欄には税込の金額を記入してください。
- * 課税対象外(人件費・海外渡航費等、団体により異なるため会計担当者に確認すること)の項目については、○を御記入ください。
- * 消費税相当額欄には、課税対象外経費×8%(実施時期が2019年10月1日以降:10%)の金額を入力してください。
- * 欄が不足する場合は行を挿入してください。複数ページにわたっても結構です。
- * 提出前に必ず検算するようにしてください。

会計担当者確認済署名 文化 太郎

文化 印

(収入の部) 単位:円

区分	数量	数量	数量	単価	金額	課税対象外
申請者自己負担額					1,212,300	
共催者等負担額					200,000	
自己収入	補助金・助成金				0	
	寄附金・協賛金				112,000	
	事業収入				100,000	
	その他				0	
	自己収入計				212,000	
小計(A)					1,624,300	
国庫補助額					1,058,000	
合計(B)					2,682,300	

(支出の部) 単位:円

費目	種別	内訳	数量	数量	数量	単価	金額	課税対象外	
事業費	コーディネーター料	〇〇専門員	1 人	7 時間	150 日	990	1,039,500	○	
		コーディネーター料合計						1,039,500	
	賃金	会場整理アルバイト	2 人	4 時間	2 日	990	15,840	○	
		賃金合計						15,840	
	共済費							0	
		共済費合計						0	
	報償費	会議出席謝金	6 人	6 回		14,000	504,000		
		講演謝金	6 人	2 回		11,300	135,600		
		原稿執筆謝金	6 人	4 枚		2,500	60,000		
	報償費合計						699,600		
	旅費	講演 大阪⇄東京	2 人			29,000	58,000		
		講演 宿泊費	2 人			10,900	21,800		
	旅費合計						79,800		
	使用料及び借料	〇〇ホール	1 式	2 日		50,000	100,000		
		使用料及び借料合計						100,000	
	舞台費						0		
	舞台費合計						0		
	役務費	調査票送付	1 式			80,000	80,000		
		役務費合計						80,000	
	委託費※						0		
委託費合計						0			
請負費						0			
	請負費合計						0		
需用費	報告書印刷	1 式			150,000	150,000			
	会議費	6 人			150	5,400			
	調査票印刷	1 式			98,000	98,000			
需用費合計						253,400			
消費税相当額	課税対象外経費(1,055,340	×	8%		84,427			
	課税対象外経費(×	10%		0			
総事業費(C)						2,352,567			
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額						0			
補助対象経費(D)						2,352,567			

※ 委託費内訳 委託がある場合は、上記の経費予定額と同様のものを作成します。

機関名:

(単位:円)

費目	種別	内訳	経費予定額
		小計	
		差引合計	

誓約書 兼 同意書

私は「日本博」イノベーション型プロジェクトの補助金交付申請の責任者として、下記の事項について誓約し、同意をいたします。

記

1. 本プロジェクトの実施主体は、以下のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員
 - (3) (1)及び(2)に掲げる者から委託を受けた者並びに(1)及び(2)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者
ただし、特に文化振興等に資すると認証組織が判断した場合はこの限りではない
 - (5) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う者
 - (6) 税法違反（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）違反、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）違反、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）違反（法人事業税、個人事業税））がある者
 - (7) 政治団体若しくはこれらに類する者
 - (8) 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
2. 前項に反した場合には、認証の取消を受けることがあることに同意し、当該取消決定を受けた場合には、これに異議を述べず、決定に従います。また、前項の違反により、文化庁が損害を被った場合には、その一切を直ちに賠償するものとします。
3. 「日本博」イノベーション型プロジェクトへの申請を行うにあたり、文化資源活用事業費補助金（日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業）交付要綱、国庫補助要項、募集案内、ロゴマーク使用規定の内容を理解し、これを遵守することを誓約します。
4. 情報の取扱いについて
認証申請書に記入した情報は、別途公表するプライバシーポリシーに従って、文化庁及び日本博事務局が「日本博」の運営及び関連情報の連絡の目的に利用することに同意します。

西暦 年 月 日

文化庁長官 宛

住所
組織・団体名
代表者

印

VII. Q & A

1. 任意団体（実行委員会を含む）なども事業の実施主体になることはできますか。

任意団体等が事業者となることも可能ですが、その場合には、補助対象事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する、次の4つの要件を満たすことを条件とします。

- ・ 定款に類する規約を有すること。
- ・ 団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること。
- ・ 自ら経理し、監査する会計組織を有すること。
- ・ 活動の本拠となる事務所等を有すること。

2. 同一機関から複数の申請を行うことは可能ですか。

特に制限を設けませんが、審査においては、当該機関における実施体制や資金計画等も踏まえた実現可能性等も勘案し総合的に判断しますので、申請に当たっては、個々の事業計画等について、各機関において十分に内容を精査し、厳選した上で申請してください。

3. 複数の事業・取組を含む計画を応募した場合、一部が採択されないこともありますか。

審査の結果、一部の事業・取組が不採択となる可能性はあります。

4. 複数年度の事業計画を立てた場合、1年目が採択されれば、2年目以降も自動的に採択されるのでしょうか。

審査及び採択は年度ごとに行いますので、1年目が採択された場合であっても、2年目以降の採択が保証されるものではありません。

5. 実施期間の終期は、いつ頃に設定すれば良いですか。

おおむね、事業完了（経費の精算業務も含む。）後1月以内とし、速やかに実績報告をしてください。なお、年度末まで事業を実施する場合は、事前に文化庁までお問い合わせください。

6. 実施計画に盛り込むべき項目（P. 2）に求められる「文化財等」はどのようなものを想定していますか。

文化芸術基本法第10条～第14条に規定するもののうち、我が国の伝統的な文化を想定しております。なお、国や地方公共団体の指定の有無は問いません。

<文化芸術基本法（抄）>

第10条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第11条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第12条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第13条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第14条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

7. これまで実施してきた文化事業も補助対象になりますか。

これまで実施してきたものであっても、「日本博」を契機に、内容を見直し、磨き上げを行うようなものは補助対象となります。

8. 事業の実施が次年度に係る場合の準備経費の取扱いを教えてください。

準備経費に関しては、その事例ごとに経費の計上の適否について検討する必要がありますので、事前に文化庁までお問い合わせください。なお、審査及び採択は年度ごとに行われますので、当該年度の準備経費が認められたとしても、次年度以降の採択は保証されません。

9. 消費税の考え方を教えてください。

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられるとともに、軽減税率制度が実施されます。消費税及び地方消費税の課税対象となる経費については、各事業・取組の実施時期を考慮して収支予算書を作成してください。

10. 実施計画書に記載した内容が交付申請書提出時に変更となった場合、どのように報告をすれば良いですか。

所定の様式に変更となった箇所とその理由を記載し、交付申請書とともに提出してください。具体的な手続は、採択後にご案内します。なお、大幅な計画の変更は認められませんのでご注意ください。

1 1. 事業計画に記載した内容を履行できなかった場合はどうなりますか。

状況に応じて、予算の打ち切りや減額等の措置を行うこととなります。そのため、申請に当たっては、実現可能性等を踏まえ、十分に記載内容を精査した上で申請してください。

1 2. 補助金の支払い時期はいつ頃ですか。また、概算払は可能ですか。

補助金の支払は、原則として事業完了後の精算払を予定しております。概算払については、関係省庁と協議し、承認された場合のみ可能となります。

1 3. 繰越しや文化芸術のための基金へ投入することは認められますか。

繰越し及び基金への投入は認められません。

変更契約書や戻入処理をしたことが分かる書類等、決算額と一致する証憑書類を実績報告書類とともに提出してください。なお、補助対象経費が交付申請時から20%以上変動する場合は、事前に計画変更承認申請書の提出が必要となりますのでご注意ください。

1 4. スイートルーム、特別室などへの宿泊費も補助対象経費になりますか。

宿泊費については、当該地域におけるビジネスホテル（シングル）の一般的な料金が補助対象経費となり、これを超える経費については、補助対象外経費としてください。

1 5. 実施事業への協力をお願いする際、手土産を持参したり、会食を行ったりしたいのですが、これらに係る費用は補助対象経費になりますか。

手土産代や飲食費は交際費・接待費に当たるため、補助対象経費に計上することはできません。

1 6. 物品販売等に関する経費を補助対象経費に計上できますか。

物品販売等に関しては、その事例ごとに経費の計上の適否について検討する必要がありますので、事前に文化庁までお問い合わせください。

なお、物品販売に限らず、発生した収入は、必ず申告してください。

1 7. 押印が必要な書類について、提出部数全て押印が必要ですか。

押印が必要な様式2（収支予算書）及び様式3（誓約書兼同意書）については、原本1部、残りは全てコピーでかまいません。

18. 法人が申請する場合、部署単位での申請は可能ですか。

部署単位での申請ではなく、法人としての申請が必要です。国立大学法人及び学校法人が申請する場合も、学部・部局単位ではなく、法人として申請してください。

19. 海外における活動も対象になりますか。

国内における事業実施を想定していますが、海外での活動等については、その事例ごとに適否について判断する必要がありますので、事前に文化庁までお問い合わせください。

20. 本申請と併せて、同様の事業を「日本博」の主催・共催型プロジェクトや参画プロジェクトについても応募することは可能ですか。

他の類型についても重複して応募することは可能ですが、最終的には1類型のみ選択いただき、他の応募は取り下げていただく必要があります。

21. 申請書様式の改変や、各項目の記載において図表を用いることは可能ですか。

指定した様式の改変（項目の順番入れ替えや文字ポイントの変更）はできませんが、記載の分量に応じて、枠を拡大（行・頁を追加）することは可能です。

なお、図表等を用いることも可能ですので、適宜活用の上、簡潔かつ明瞭に記載してください。

22. 申請する前に事業計画の内容について相談を行うことは可能ですか。

事業計画の内容についての相談・アドバイス等を一切できません。ただし、公募要領の内容、申請書等の記入方法や補助金の執行等については、随時質問を受け付けております。

23. 二次公募の開始時期はいつ頃になりますか。

二次公募に関しては、現時点では7月頃の公募開始を予定していますが、スケジュールが前後する可能性もありますので、文化庁ホームページにおいて公募情報をご確認ください。

24. 主催・共催型の企画提案受付開始時期はいつ頃になりますか。

主催・共催型の企画提案受付に関しては、4月中旬を目途に受付開始を予定していますので、日本博公式サイトにおいて公募情報をご確認ください。

【日本博公式サイト】<https://www.ntj.jac.go.jp/nihonhaku/>